

かめやま KAMEYAMA

市議会だより

第 22 号

平成21年2月1日

発行・三重県亀山市議会

編集・市議会編集委員会

三重県亀山市本丸町577

☎(0595)84-5059

URL
<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



議会の主な動き

		※	一	月	※
29日	三重県市議会議長会定期総会 神奈川県南足柄市議会視察来庁（企業誘致）				
26日	産業建設委員会協議会				
23日	議会のあり方等検討特別委員会 関西本線名古屋亀山間複線電化促進協議会				
21日	栃木県宇都宮市議会視察来庁 （発達障害児対策）				
15日	会派代表者会議				
20日	教育民生委員会協議会				
14日	新潟県新潟市議会視察来庁（議会のあり方）				
6日	賀詞交換会				

平成二十年十二月定例会は、一日に招集され、十七日までの十七日間の会期で開催しました。開会日には、市政及び教育行政の報告があり、その後、議案四十三件、報告四件が上程され、提案理由の説明が行われました。

そして、八日には議案質疑を、九日と十日は市政に関する一般質問を行いました。十七日の最終日には、各常任委員会委員長から付託議案の審査報告を受け、採決の結果、原案のとおり可決、承認等することに決しました。

議案質疑の通告要旨・質疑と答弁

十二月定例会に、各議員から通告があった議案質疑の内容(要旨)と答弁は次のとおりです。

※掲載は質疑順、《 》は所属会派

議案質疑

宮崎勝郎 《緑風会》

●議案第八十四号 亀山市名誉

市民条例の制定について

- 1 今回制定される亀山市名誉市民条例の目的は何か
- 2 今なぜ制定するのか
- 3 なぜ科学技術等の文化の進展に貢献された人に限るのか

●議案第八十五号 亀山市伝統

的建造物群保存地区に係る

- 1 亀山市税条例の特例に関する条例の制定について
- 2 文化財保護法に基づく伝統

的建造物群保存地区と限定

- 1 されているのはなぜなのか
- 2 減免対象物の件数はどれだけか、また減免率の根拠は
- 3 制度により実施に伴う固定資産税の減収見込みは百万円と見込まれているが、免税にはできないのか

●議案第九十号 亀山市水道事

業等の設置等に関する条例

の一部改正について

- 1 一条文中、簡易水道事業を削るとされているがどういうことか
- 2 受水人口及び一日最大給水量の見直しと共に、北中勢水道用水供給を受けると思うがどのようなものか

- 3 北中勢水道用水はどこからの水なのか

●議案第九十二号 平成二十年

度 亀山市一般会計補正予算

(第五号) について

- 1 第七款商工費のうち観光費の関宿・周辺地域にぎわいづくり推進事業三百三十五万円はどのような事業か
- 2 第八款土木費の道路新設改良費のうち、深谷新道線整備事業二千五百万円、和賀白川線整備事業五千万円、市ヶ坂江ヶ室線整備事業八千九百万円の減額についてはなぜか
- 3 第九款消防費の常備消防費のうち一般職員人件費二千五百六十五万円の減額について問う
- 4 第十款教育費のうち文化財保護費の亀山城周辺保存整備事業はどのような事業か、また青少年対策費の天体観測設備整備事業五百二十万円のどのような事業なのか

◇十二月定例会議案一覧◇

可決した議案

○条例の制定、改正等

議案第84号 亀山市名誉市民条例の制定について

市民又は本市にゆかりの深い者が文化勲章等の国家的な賞を受章されたときに、名誉市民の称号を贈り、その功績を顕彰することにより、文化の向上に対する市民の意欲の高揚を図るため、本条例を制定する。

議案第85号

亀山市伝統的建造物群保存地区に係る亀山市税条例の特例に関する条例の制定について

亀山市伝統的建造物群保存地区の歴史的環境の保全に資するため、当該地区内にある土地のうち、伝統的建造物である家屋の敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税について、地方税法第六条の規定に基づき率を減ずる特例を定めるため、本条例を制定する。

議案第86号

亀山市斎場条例の制定について

新斎場の設置及び管理について必要な事項を定めるため、本条例を制定する。

議案第87号

亀山市情報公開条例の一部改正について

現在の情報公開条例を、より円滑に情報公開が実施でき、条例の目的に沿った制度活用が図られるよう、所要の改正を行う。

議案第88号

亀山市歴史博物館条例の一部改正について

博物館法の改正に伴い、歴史博物館が行う事業に、社会教育における学習の機会を利用して行った学

議案第90号

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

問 今回の条例改正で、簡易水道事業を削るとされているがどうだろうか。

なぜ今回給水人口と最大給水量の見直しを行うのか。また、北中勢水道水はどこからの水なのか伺う。

答 現在亀山市の水道事業は、上水道と簡易水道の料金が統合され、一つの会計で経理しており、簡易水道事業を上水道事業に統合するものである。三重県において平成九年度に広域的水道整備計画の策定がされ、事業が進められてきたが、経済や社会情勢の変化等により、水需要と計画水量に乖離が生じ、事業計画の見直しが行われた。

それに伴い当市の受水量をシャープ株式会社への供給量七千四百立方メートルを含め三万六千五百立方メートルに見直すものである。給水人口四万九千人という設定は、国勢調査のデータからコーホー要因法により平成三十年のフレームを設定しており、水

道計画人口は、定住人口という考え方で整合を図った。

また、当市が受水する北中勢水道用水供給事業北勢系長良川水系については、木曾川の導水施設を活用して運用されるものと三重県から説明を受けている



伊藤彦太郎《市民クラブ》

議案第八十六号 亀山市斎場条例の制定および議案第九十一号 亀山市営斎場条例の廃止について

1 現行条例の改正で対応しない理由について
2 廃止後の現斎場の扱いについて

議案第九十二号 平成二十年度亀山市一般会計補正予算(第五号) について

1 保健衛生費斎場建設事業について
① 工事請負費一千五百万円の理由は

議案第92号

平成二十年度亀山市一般会計補正予算(第五号) について

問 斎場建設事業工事請負費一千五百万円の増額補正は、資材高騰に対する単品スライド条項を適用した結果ということであるが、具体的にどの資材がどれくらい高騰したのか、いつの時点に比べて何がどれだけ高騰していたのか伺う。

答 鋼材類及び燃料油の価格の高騰を踏まえ、工事請負契約書第二十五条第五項の単品スライド条項に基づき行うもので、平成二十年十一月四日に請負者から請負代金の変更請求があり、審査を行った結果、増額補正を行うものである。

具体的には、平成二十年三月三日に契約を締結した斎場建築・土木工事において使用している鉄筋H型鋼などの価格が、設計時と実際の購入時では大きく変動していることが確認できた。その差額が、鉄筋では設計数量約一千百トンで約一千九百五十万円の増、H型鋼では設計数量約八千四百トンで約四百万円の増、その

議案第89号

習の成果を活用して行う教育活動等の機会を提供することを加えるなどの改正を行う。
鈴鹿馬子唄会館条例の一部改正について
来年度から指定管理者制度を導入していくため、所要の改正を行う。

議案第90号

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について
県の北部広域圏広域的水道整備計画が変更されたため、北中勢水道用水供給事業の本市の計画水量簡易水道事業を水道事業に事業統合、既認可の給水人口及び一日最大給水量などの見直しを行う。また、施設の有効かつ効率的な利用を図るための所要の改正も併せて行う。

議案第91号

亀山市営斎場条例の廃止について
新斎場の供用開始に伴い、現斎場の設置及び管理について定める条例を廃止する。

議案第99号

指定管理者の指定について

議案第100号

指定管理者の指定について

議案第101号

指定管理者の指定について

議案第102号

指定管理者の指定について

議案第103号

指定管理者の指定について

議案第104号

指定管理者の指定について

議案第105号

指定管理者の指定について

議案第106号

指定管理者の指定について

議案第107号

指定管理者の指定について

議案第108号

指定管理者の指定について

議案第109号

指定管理者の指定について

議案第110号

指定管理者の指定について

議案第111号

指定管理者の指定について

議案第112号

指定管理者の指定について

他の鋼材類では設計数量約五十八トンで、約百五十万円の増となったことを確認している。

単品スライド条項の運用では、これら差額のうち工事費の1%が請負者の負担、それを超える額が発注者の負担となることから、増額補正を行うものである。

鈴木達夫《新和会》

●議案第二百二十三号指定管理者の指定について（都市公園）及び議案第二百二十四号指定管理者の指定について（運動施設等）

- 1 過去三年間の指定管理者としての総括について
- ①市民サービスの質の向上は図られたか
- ②経費の削減は図られたか
- 2 新しく選定された指定管理者について
- ①選定理由
- ②新しくどんなサービスが期待できるか
- ③民間事業者参入についての期待度
- ④モニタリングについて
- 3 今後の指定管理者制度の展開について

議案第123・124号

指定管理者の指定について（都市公園及び運動施設等）

〔問〕平成十八年三月に亀山市行政改革大綱を策定し、それに基づき指定管理者の導入を推進しているが、今後更にどのような取り組みをしていくのか。現時点での、今後の具体的な指定管理者導入に対する見通しはどうか。

また、亀山市行政改革大綱実施方針にはすべての施設について導入指針を策定するとあるが、そのような議論がいつなされたのか。

指定管理者の導入については、ボトムアップ式で市民や担当部局からの意見を取り入れることも大事だが、今後の将来の亀山市を見据える意味で非常に大切な部分であり、市長を中心とした執行部がきっちり自分の意見を持って行うべきではないのか。

〔答〕多様な主体を公共サービスの担い手ととらえ、官民連携による役割分担と責任に基

づいて、公共サービスを提供するための亀山市民間活力活用指針を平成二十年六月に策定している。今後はこの指針に基づき、現在直営で管理している公の施設の検証を行い、推進してまいりたい。

具体的には、北部ふれあい交流センターや関文化交流センター、また現在建設を進めている新斎場などの施設について検討を行っている。

また、事業仕分けにおいて、指定管理者制度を導入した方がいいのではないかとというようなご意見をいただいた施設についても、行政改革室、関係部署と十分協議を図りながら、取り組んでいく。



関文化交流センター

議案第113号 指定管理者の指定について

議案第114号 指定管理者の指定について

議案第115号 指定管理者の指定について

議案第116号 指定管理者の指定について

議案第117号 指定管理者の指定について

議案第118号 指定管理者の指定について

議案第119号 指定管理者の指定について

議案第120号 指定管理者の指定について

議案第121号 指定管理者の指定について

議案第122号 指定管理者の指定について

議案第123号 指定管理者の指定について

議案第124号 指定管理者の指定について

議案第125号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

○平成二十年度補正予算

議案第92号 平成二十年度亀山市一般会計補正予算（第五号）について

議案第93号 平成二十年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）について

議案第94号 平成二十年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第一号）について

議案第95号 平成二十年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）について

議案第96号 平成二十年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）について

議案第97号 平成二十年度亀山市水道事業会計補正予算（第一号）について

議案第98号 平成二十年度亀山市病院事業会計補正予算（第一号）について

前田耕一 《市民クラブ》

●議案第八十四号 亀山市民名譽市民条例の制定について

- 1 旧亀山市民名譽市民条例の内容と廃止の経緯について
- 2 新亀山市民名譽市民条例制定の経緯について
- 3 亀山市民名譽市民条例第一・二・四・八条について

●議案第二百二十四号 指定管理者の指定について

- 1 運動施設等の指定管理者選定結果について
- 2 管理指定事業者の事業内容及び指定管理の実績について
- 3 施設の改善・改修への対応について
- 4 管理人の採用及び労働条件について
- 5 都市公園管理者との連携について

議案第84号 亀山市民名譽市民条例の制定について

問 旧亀山市民名譽市民条例の内容、廃止の経緯、今回の亀山市民名譽市民条例制定の経緯について伺う。

また、市民に対して、この

ような方たちの功績をどのように周知していくのか。広報への掲載だけでなく、もっと作品や本人を理解していただくことが必要ではないのか。

答 旧亀山市民名譽市民条例廃止の経緯は、合併協議会の調整事項を受け、新市において、当面名譽市民条例は制定しないこととし、旧亀山市における名譽市民の取り扱いについては、歴史博物館において、写真、氏名、功績を展示することと平成十八年一月に決定している。

しかし、今回条例制定となった経緯は、亀山出身で、文化勲章受賞という功績を残された方に名譽市民の称号を贈り、薫り高い文化のまちづくりを進めてはどうかという強いご意見をいただき、検討を重ね見直した結果、今議会への上程となったものである。条例の内容については、旧亀山市民名譽市民条例は、公共の福祉の増進、産業・文化の進展、市の発展に貢献された方を対象としている。今回提案の条例は、文化勲章等の国家的な賞を受賞された方を対象とし、生存者に限る規定を設けた。

功績等を広く周知する手段としては、市広報の他、作品展、市長との対談など、さまざまな手法で、広く市民の方々、県内、国内にも情報発信できるように努力していく。

大井捷夫 《新和会》

●議案第八十四号 亀山市民名譽市民条例の制定について

- 1 合併時の名譽市民に関しての調整事項について
- 2 条例の趣旨、内容、必要性について
- 3 審議会に関する規定はあるが他の規則について
- 4 市民への周知と県、国への情報発信をどのように進めるのか
- 5 文化、芸術振興策の今後の展開について

●議案第八十六号 亀山市民名譽市民条例の制定について及び議案第九十一号 亀山市民名譽市民条例の廃止について

- 1 合併時における合意事項について
- 2 規則への委任規定について
- 3 管理運営に関する計画立案などの様に進めるのか
- 4 これらに関する予算的な措置はどうなるのか

●報告第二十九号 専決処分

同意した議案
議案第126号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

承認した報告

報告第29号 専決処分した事件の承認について

了承した報告

報告第30号 専決処分の報告について

報告第31号 専決処分の報告について

報告第32号 専決処分の報告について

た承認について

- 1 訴訟に至った原因は何か
- 2 訴訟に至らない解決策について

議案第84号 亀山市民名譽市民条例の制定について

付金制度、地域文化資源活用貸付金といった制度も設けられたと聞いているが、どのように取り組んでいくのか伺う。

答 文化は、芸術や文化財だけでなく、生活の質を高めるための人々のさまざまな活動及びその成果ととらえることができ、人間力、地域力、想像力の結集と言える。

問 名譽市民条例を市民の文化力を高める起爆剤として、教育委員会は文化振興・芸術振興にどのように取り組んでいくのか。

県では、「活かそう地域文化提案事業」とか、文化遺産や、歴史遺産などを活用したまちづくりを進めるための貸

地域の個性や魅力の礎となる文化の醸成、また市民文化力の向上を図るために、市民が自主的な創造活動を促進するとともに、幅広く文化と触れ合う機会を充実していくことを目指して、この数年の間に亀山市民文化振興ビジョンに取り組んでまいりたい。

片岡武男《市民クラブ》

●議案第八十五号亀山市伝統的建造物群保存地区に係る亀山市条例の特例に関する条例の制定について
1 亀山市独自の施策なのかについて
2 今回のような独自の施策は、他の税金減免施策にも適用が可能なのかについて

●議案第九十二号平成二十年度亀山市一般会計補正予算(第五号)について
1 歳入の個人・法人市民税の二億一千万円減額の原因根拠について
2 第七款・商工費、第一項・商工費、第三目観光費の一、千二百七十万円の用途理由について

3 第十款・教育費、第五項・社会教育費、第二目文化財保護費の一億九百七十五万一千円の用途理由について

議案第92号
平成二十年度亀山市一般会計補正予算(第五号)について

問 関宿周辺地域にぎわいづくり推進工事請負費五百万円の設備の内容について伺う。

メタンガス除去装置の設置は、メンテナンス費用も必要で、投資費用は拡大する。関宿の足湯施設の井戸は自噴式を使用、大気放出式の足湯で、メタンガスは蓄積されないと
思うが、本当に必要な設備投資であるのか疑問である。

〔答〕平成十九年六月に東京都の温泉施設において、可燃性天然ガスに起因する爆発事故が発生したことを受け、温泉法の改正が行われた。
改正点として、温泉に付随する可燃性天然ガスの濃度を測定し、基準値以上の濃度が検出された場合は安全対策が必要となった。

関宿温泉も調査の結果、基準値を超える可燃性ガスが検出されたので、安全対策を工事に追加するものである。
具体的には、源泉井戸から貯温槽までの間に、温泉水から可燃性天然ガスを分離するガスセパレーターと呼ばれるガス分離施設や、地上から高さ三メートル以上の排気口などを設置し、基準値以下まで濃度を下げるものである。

竹井道男《市民クラブ》

●議案第八十七号亀山市情報公開条例の一部改正について
1 今回の改正の目的について
2 第四条、権利の濫用について
3 第七条、補正に応じないときの措置について
4 今回の改正で市民の権利は十分に保証されていくのかについて

●議案第九十八号平成二十年度亀山市病院事業会計補正予算(第一号)について
1 補正の要因について
2 赤字分の内訳について、固定経費が多いのではないのかについて
3 来年度予算の赤字額はどれくらいを想定しているのかについて
4 答申された改善策をいつ実施していくのかについて

議案第87号
亀山市情報公開条例の一部改正について

問 市町合併を経て条例施行後十年弱経過をし、その趣旨や利用について市民の中では

定着が図られたとされる中、今回大幅な改正がなされるが、改正の背景、目的はなにか。また、市民サイド、行政サイド、どちらに重点を置いた改正なのか。
今回の改正により、市民の公文書の公開を求める権利はこれまで以上に保障されていくのか、また、請求者の不服申し立てはどのように処理されるのか。

〔答〕年々市民への制度定着が図られている中、公開請求内容も多様化する傾向にあり、請求対象公文書が特定しがた
いもの、組織を横断的に関連づけるもの、対象公文書が大量なものなど、制度運用上の問題も顕在化してきている。
そこで、より円滑に情報公開が実施でき、市民の市政参加促進、市政に対する確かな理解と批判に沿った制度活用が将来も図られるよう、関係規定の整備を行うもので、市民に沿った改正である。

また、今回の改正は、情報公開制度を一層円滑に市民に利用していただくための条件整備を行うもので、公開を請求する権利は、これまで同様十分保障されていくものと考

えている。
不服申し立てについては、公開請求の却下や非公開決定などの処分に対し、情報公開審査会への申し立てや処分の取り消し訴訟の提起をすることができ
る。

服部孝規《いずれの会派にも属さない》

●議案第八十七号亀山市情報公開条例の一部改正について
1 三重県の条例に合わせた改正案なのに、六月議会で三重県や周辺市の条例に合わせる改正するように求めた五つの項目がなぜ、盛り込まれなかったのか
2 第七条に県の条例にもない規定を入れたが、なぜ必要なのか

●議案第九十号亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について
1 今回の変更は、現在の計画が「過大な需要見込み」による誤ったものだったことを認めた上でのものなのか

●議案第八十四号亀山市名誉市民条例の制定について
1 「市民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値する」人物でも「国家的に卓絶す

る

る」功績がないと名誉市民にできないのはなぜなのか

議案第87号

亀山市情報公開条例の一部改正について

問 今回の改正は、その多くが三重県の情報公開条例に合わせた改正案になつていて。六月議会で指摘した条例の問題点五項目についてはなぜ盛り込まれなかったのか伺う。また、今回改正された第四条は、改正しなくても十分運用できるのにわざわざ改正し、指摘した項目については、改正の必要がないという、この見解を聞きたい。

答 県の情報公開条例は、一つの自治体事例で、今回の改正はあくまで市の情報公開に関する現状を踏まえ、これまでの取り組み実績の把握や運用上の問題点の洗い出しなどを行いながら、独自のものとして検討を行った結果の改正である。今回の改正は、制度運用上の実際的な対応をより明確に規定するものであり、ご指摘の各項目については、現行の規定で、十分公開制度の目的

を果たしているものと考えている。

福沢美由紀《いづれの派にも属さない》

議案第八十六号 亀山市斎場条例の制定について

1 民間でなく公設であることの意味、特徴はどこにあるか

2 使用料について（料金の根拠、減免についてなど）

議案第二百二十四号 指定管理者の指定について

1 運動施設等の指定管理者となる三幸・スポーツマックス共同事業体について

① 体育館、野球・ゲートボール等グラウンド、プール、それぞれについての実績

② 同じ公園内で二つの業者が管理することによる問題はないか

③ どのようなサービスの向上が考えられるのか

議案第86号

亀山市斎場条例の制定について

問 民間にもたくさん斎場があるが、この斎場を亀山市が公設とした理由、意味を伺う。

また、公設であるがゆえの民間にはないサービスを伺う。現霊柩車と祭壇の取扱いはどうなるのか。

櫻井清蔵《いづれの派にも属さない》

答 市民の生活様式の変化や葬儀形態の多様化により、自宅以外で通夜や告別式をとり行うことが増えてきている。しかし、市内においては、告別式等が行える民間施設が少なく、近隣市の民間施設で告別式を行い、火葬を亀山市で行うという場合もある。さらに現亀山斎場においては、通夜が行えない、収容人数が少ないなどの理由から利用が少ないという現状を踏まえ、通夜から告別、火葬まで行える式場を建設することとした。

市が式場を設置する特徴としては、一カ所で通夜から火葬までをとり行うことができること、利用料金の減免制度があることなどである。

また現在では、葬儀形態の変化に伴い葬祭業者のサービスが充実してきており、霊柩車の運行や祭壇を貸し出しする市の役割は終えたものと判断し、現行の斎場の廃止をもって祭壇貸出業務を廃止する。

議案第八十六号 亀山市斎場条例の制定について

1 第六条使用料

議案第八十七号 亀山市情報公開条例の一部改正について

1 第六条第二項の文章内容

2 第七条

議案第九十一号 亀山市営斎場条例の廃止について

1 平成二十一年三月二十五日から施行するとあるが、新斎場供用開始後一ケ年は保守、保全管理との一昨年の委員会で確認してあるがどのように早急に廃止する根拠、跡地の今後の計画を知りたい

議案第九十二号 平成二十年度 亀山市一般会計補正予算（第五号）について

1 給与費明細書の六十ページについて

工、職員数四百五十四名

キ、地域手当 支給対象職員数四百五十五名とは

2 第十款・教育費、第七項・青少年対策費の天体観測設備整備事業五百二十万円に

ついて

議案第八十六号 亀山市斎場条例の制定について

報告第17号 亀山市斎場条例の制定について

問 斎場建設は市民の皆様の要望にこたえるという形で、合併時の一つの課題として二十億円近く投入している。今回の料金設定は、二十億の予算、市民の税金を投入したにしては、余りにも高過ぎると思うが、使用料金の設定基準と減免について伺う。また小式場を希望される方が重なった場合、大式場を区割りして小式場（小式場の使用料金）として利用できるのか。

答 火葬施設の使用料金は既存斎場の使用料金の水準に合わせることで市民の皆様のご理解を得られるものと考え、近隣市においても同等の金額設定がなされている。式場施設の使用料金は、近隣市とのバランスも考慮しながら、施設維持管理に必要な人件費、光熱水費、保守点検費などを想定利用件数で割り戻した金額を利用時間に応じて負担いただくものとして

減免の規定は、「市内に住所を有する者であつて、生活保護による保護を受けている者は二分の一の額」「市内に住所を有する者であつて、災害時において特別な事由がある」と市長が認めた者は「全額」その他、「その他市長が特に必要があると認めた者はその都度市長が定める額」としている。

また大式場を区切ることは、式場が持つ音響・照明などの機能が有効に働かないことから、利用者の方々に違和感なく利用していただくためにも考えていない。



一般質問の通告要旨・質問と答弁

十二月定例会に、各議員から通告があった一般質問の内容(要旨)と答弁は次のとおりです。

※掲載は質問順、《 》は所属党派

一般質問

岡本公秀 《新和会》

●防火パトロールのあり方について

- 1 防火パトロール時の赤色回転灯の点灯を止め、アナウンスのみになったのはなぜか
- 2 パトロール効果を最大にするために赤色回転灯は欠かせない、当局はどう考えているか
- 3 効果的なパトロールのやり方を考えていただきたい

●行方不明者の搜索活動について

- 1 十一月二十五日の関富士山での行方不明者の搜索活動のその後
- 2 今回の搜索費用は幾らか。当事者への費用請求について。他の自治体での例はどうか

- 3 事件、事故の後始末の費用を原因者に請求できる制度を作ってはどうか

行方不明者の搜索活動について

問 一般の関町鷲山地区における行方不明者の搜索活動には、警察、消防及び消防団が出勤し、三日にわたり搜索したが、発見できなかった。行方不明者は、搜索活動を撤回した後、一人下山してきたところを地元鷲山の方に発見され、保護されたという報道があった。行方不明者及び関係者から事情聴取を行ったのか。聴取した内容と搜索費用を伺う。

また、搜索費用を原因者に対して請求することは、山岳遭難などでは一般的であるが、当市も請求を検討すべきではないか。

答 行方不明者の搜索活動については、十一月二十五日の正午ごろに発生し、消防、警察及び消防団も出勤し、同日から二十七日までの三日間にわたり搜索を続けたが、発見できなかった。二十八日の昼過ぎに、行方不明者が自力で下山し、行方不明者とご家族から当時の状況を伺ったが、行方不明者の記憶等が少なく、はっきりしなかった。

次に、搜索に要した費用は、約七十八万円となるが、行政サービスの提供という趣旨から全額市が負担し、費用の請求は行っていない。県内では孤野町及び大台町が費用の一部を当事者に請求しているが、本市は今後も費用請求は原則として行わない考えである。

森 淳之祐 《緑風会》

●市長の今の思いを問う

1 二月の退任を前に、今あなたがやり残したと思つていることは何かあるのか

2 市職員、特に幹部諸君そして我々議員への思いと、次なる新市長に期待するものは

●障害者支援について

1 亀山市における若年性認知症患者の現状について

2 今後の支援対策への対策について

問 田中市長は、花しようぶプランを掲げ、今日までその実現に努力され、また平成十七年の新市誕生後も、躍動感あふれる自立する五万都市の実現に向けて今日まで着実に前進してきたところである。今回、任期満了を期に退任されることは、残念に思つている。

現在、全国から元気ある亀山市として認められ、胸を張つて語れるようになったが、市長を退任されるに当たり、やり残したと思つておられることがあれば、お伺いしたい。また、市長として、これからの思いを尋ねる。

答 平成六年に花しようぶプランを掲げ、市民の信任を得て市長に就任した。このプランと公約に掲げた施策の一つ一つ着実に実行し、我がまち亀山に寄せる思いはほぼ実現させてきたものと自負しており、市長としての役割は果

たせたものと思っっている。

これまで市政運営の基本としてきた市民参画と協働、コンプライアンス（法令遵守）の理念は、次なる時代にも必要不可欠なものと考えており、新しい市長にもこれらの実践をぜひお願いしたいと思っっている。

また、副市長初め幹部職員には、新しい市長に十分説明し、ふるさと亀山の振興と、市民が一層安心・安全な暮らしができるまちづくりを進めていってほしいと願っっている。

片岡武男 《市民クラブ》

●自然災害抑止への現状と今後の計画について

1 十一月臨時会で上程された災害復旧工事箇所の中で、自治会より修理要望箇所の有無について

2 被災防止要望箇所の早期着工への今後の対策について

●鳥獣被害防止対策の現状と今後について

1 鳥獣被害防止対策の策定状況の進捗状況について

2 鳥獣被害絶滅計画と今後の施策について

1 溶融炉の廃熱ボイラーにおける一次・二次・三次スーパヒーター設置の経緯と意義（投資対効果）について

2 今後の溶融炉稼働による経費削減と発電量向上への施策について

●農業振興地域の施策について

1 農業振興地域と指定畑地の収入保障と作物指導をどのようににされるのかについて

溶融炉の今後の維持管理費削減と改造計画について

問 溶融炉と燃焼室で発生する高温の燃焼排気ガスは、温度を下げるために廃熱ボイラー内に送られ、三系統のスーパヒーターで熱回収が行われる構造となっっている。

熱回収は、先ず一番温度の高いヒーターへ給水した後、最も温度の低い二次ヒーターを経由して、最後に中段の三次ヒーターに送られて、発生した蒸気をタービンに供給している。

通常熱回収では、先ず最上段の最も温度の低いヒーターに給水し、徐々に水温を上げて、最後に最も温度の高い

最下段のヒーターへ送り、発生した高温の蒸気を利用して発電するのが本来の姿である。現状の構造では熱回収効率が悪く、発電効率が上がらないのではないかと。

また、今後の維持管理費の削減と発電量向上への施策を伺う。

答 熱の回収効率の観点からは、ご指摘のとおりである。しかし、ボイラーの高温腐食の防止という観点からは、最も排ガス温度の高い最下段のヒーターで効率よく排気ガスを冷却する必要がある。

このため排気ガス温度が最も低い三次スーパヒーターを最上段に設置して、下から一次、二次、三次の順番に廃熱の回収を行うことが適している。このため、これらを総合的に判断し、現在の配列としたところである。

鈴木達夫 《新和会》

●亀山市のごみ問題について

「環境型社会構築のため、特にコンポスト事業推進について」

1 亀山市環境基本計画実施計画の達成状況について

（特にごみ減量と再生利用・再生利用の推進について）

2 コンポスト事業の可能性について

3 今後のごみ政策について

コンポスト事業の可能性について

問 コンポスト化事業は、平成十八年に刈り草コンポスト化センターが設立され、主に道路や河川等の刈り草の堆肥化を進めてきたが、この事業の経緯と目的を伺う。また、刈り草の搬入量は、平成十九年度が年間約千トンとなっ

ているが、平成二十五年には三千トンと計画されている。この増加要因は何か。

次に、刈り草のコンポスト事業は、ごみの減量と資源の再生を図るものであるから、再生を促すものであるから、生ごみ、剪定枝も有用な資源として対象にはないか。ま

た、コンポストの有効利用について、公園、校庭及び家庭菜園への利用を考えるなど、事業の見直しを伺っはどうか。

答 コンポスト化センターの設置目的は、合併に伴い、総合環境センターへごみを搬入される方の増加が見込まれたこと及び刈り草の一層の資源化などを目的としたものである。

刈り草の搬入量は、家庭から出される草、道路などの除草作業で発生する草及び林業関係なども含め、すべて搬入された場合を想定して算出したものである。

次に、剪定枝や生ごみについては、現有施設の能力や臭気の発生で処理が難しいが、全国的には堆肥化事業の成功例もあり、情報収集と研究を行っていきたい。

また、今後のコンポスト化事業は、良質のコンポストを安定して生産できる手法を確立し、公共施設での活用や、商品として販売できるようにする事業としたい。



宮崎勝郎 《緑風会》

●安全、安心のまちづくり

- 1 子どもの安全対策はどのようなっているのか
- 2 学校給食の安全はどうなっているのか
- 3 消防体制はこれでいいののか
- 4 防災体制はこれでいいののか
- 5 道路の安全対策はこれでいいののか
- 6 夜間の明るいまちづくりはこれでいいののか
- 7 急病人、傷人の一次救急はこれでいいののか

安全、安心のまちづくりについて

問 先般、鈴鹿市において子どもの連れ去り事件が発生したが、当市では、地域の皆さんの協力による登下校の指導や見守りで子供の安全が確保されている。このような事件の防止対策をどのように考えているのか。

この対策会議が十二月十六日に開催する予定だが、緊急に開催すべきでなかったか。また、教育行政の現況報告の中に、子どもの安全対策についてまったく記述がない、こ

のような認識でよいのか。次に、道路の安全対策として県道・市道への歩道の設置等が多く要望されているが、県道であれば、県に要望しても、財源が非常に厳しく、なかなか実現しないのが現状である。そこで、元気な亀山市として市費で交通安全対策を実施できないか。

答 鈴鹿市で発生した事件は、本市教育現場に大きな衝撃を与え、この事件を重大な事案と受けとめている。子供の安全に対する危機感を高めるとともに、子供が被害者となる事案の防止対策について関係者が共通認識を持つことを目的に、緊急対策会議を開催する予定である。

なお、警察署や青少年指導センターとの連携による不審者に対する防犯訓練や学校だより等を通して、子供や保護者への注意喚起は行っている。道路の整備や管理は、国・県・市それぞれの管理者が行うのが基本である。歩道の整備は、通学路を優先して整備しており、特に県道の要望が多く寄せられ、順次進められている。また、県道を避け、市道を迂回通学路にできる場

合などは、市で実施していきたい。



伊藤彦太郎 《市民クラブ》

●認定こども園について

- 1 現時点での検討状況について
- 2 「保育園」型のこども園の可能性について

●歴史的風致維持向上計画について

- 1 予定している対象事業の内容（亀山公園整備、関地区足湯整備）について
- 2 計画から外れた地区の歴史的風致の維持向上についてはどうするのか

認定こども園について

問 認定こども園について、幼保一元化の中で市はどのような検討を行っているのか、状況を伺う。

次に、幼稚園が設置されていない地域の保育所に幼稚園の機能を持たせる、いわゆる保育所型あるいは幼稚園型の認定こども園の可能性について市の考え方を尋ねる。

また、地域の子供は地域で育てるという考え方から、保育園しかない地域においては、幼稚園への入園を希望される方の受け皿として、認定こども園を市のモデル事業という形で検討できないか。

答 次年度に保育施設について全般的な検討を行う検討会を予定していることから、その中で、国の動向も勘案しながら論議を行っていきたい。

加太保育所に幼稚園機能を持たせた認定こども園とするについては、園児数が市内公立保育園の中で一番少なく、幼稚園機能を持たすことで、園児数の確保という点では一つの施策と考える。また、施設面においても、現状の保育所で認定こども園として対応できると考えている。

一方、地域の意向や制度及

び財政上のメリットなどについても調査する必要があると考えている。地域の子供は地域で育てるといった思いが強い地域と感じており、県とも協議を行い制度の詳細について検討調査をしていきたい。

水野雪男 《新和会》

●地球温暖化防止対策地域推進計画について

- 1 市の温室効果ガス削減目標と京都議定書に基づく日本の六%削減との関係を問う
- 2 市の削減目標の平成二十四年予想量に対して三十一%削減は可能とみるのか
- 3 削減目標達成に向けた取組みの具体策を聞く（市民、事業者、新エネルギー、森林、緑化等）

●景観、観光行政の方向について

- 1 行政を進めるなかで景観や観光をどう位置付けるのか
- 2 都市マスタープランや土地利用にかかる許認可の基準と景観計画の整合をどう考えているのか
- 3 県の景観づくり条例を含めて市の景観計画の基本理念を問う

●市長退任の思いについて

1 市長在任中の回顧を問う
2 新市長への期待をどう思っていますか

景観、観光行政について

問 総合計画では、自然、歴史・文化、交通及び産業の特性を生かして、自立する五万都市を目指すとなつている。この四つの特性を生かすという観点から景観、観光の位置づけをどう考えているのか。
次に、土地利用において、開発については都市計画法や建築基準法で一定の規制がなされているところである。また、景観法に基づく景観計画は、景観計画区域を指定し、建物の高さやデザイン、看板等の制限によって新たな景観を創造するものである。この現行法令及び都市マスタープランの許認可基準と景観計画との整合をどう考えるのか。
三重県では、景観計画の取り組みが始まっているが、県及び市の景観計画の基本理念は何か。

これからまちづくりを進める上で中心の考え方になる。また、地域の魅力を発見し、これに磨きをかける中から交流が生まれ、観光にもつながると考えている。

次に、許認可の基準と景観計画との整合は、都市マスタープランは都市計画の基本方針を示すものであり、具体的な土地利用の規制や誘導などにより、また景観については、条例を制定することで進める仕組みとなる。

景観計画の基本理念は、本市は豊かな自然景観、歴史景観などの多様な景観資源を有しており、それぞれの特徴を生かすことが景観づくりの理念になると考えている。

森 美和子《緑風会》

●市民の安心・安全対策について

1 新型インフルエンザへの対応について

2 市民に対する啓発について

●検診事業対策について

1 急増する子宮頸がんに対する対策について
2 市民に対する啓発について

市民の安心・安全対策について

問 現在、鳥インフルエンザウイルスが異変し、新型インフルエンザ発生の脅威が高まっている。発生すると大流行のおそれがあることから、国では、既に行動計画や基本方針などを策定しており、また三重県でも年内に行動計画を策定するとの報道があった。亀山市も早急に行動計画や対応マニュアルを作成すべきではないか。

次に、テレビや新聞などでは、頻繁に新型インフルエンザについての特集が組まれ報道されているが、市も市民に情報を提供することが大切であると考える。発生時における予防方法や対処方法などについて市広報、ホームページ及びケーブルテレビなどで具体的に周知すべきではないか。

答 新型インフルエンザの流行は、地震などの大災害と同様の非常事態としてとらえている。市としても、地域防災計画を拡大適用し、全庁的な対応と、市民一丸となった対策が必要であることから、早

急な行動計画の整備に努め、その後、国や県の動向を踏まえ、具体的な行動マニュアルの策定を進めていきたい。

新型インフルエンザの予防対策は、市民の理解、協力に基づき自衛策が基本なることから、市広報、インターネット、パンフレットの活用や、健康講座等、あらゆる機会を通じて、冷静な行動ができるよう啓発をする。具体的には、手洗い、マスクの着用、うがいの励行など、流行時に備えた準備等を繰り返し周知、啓発していく。



竹井道男《市民クラブ》

●斎場建設事業の進捗について

1 計画通り進行しているのかについて

●都市マスタープラン策定について

1 旧亀山市で策定された都市マスタープランについて

①プランの進捗状況・評価はどのように考察しているのかについて

②今回のマスタープランに反映する点はあるのかについて

2 各地域とのプラン策定の進め方について
3 プラン策定後の進行管理について

●亀山地域力エンパワーメントプラン（亀山市・T戦略計画）について
1 KAMAYAMA ITプランとの違いは何か、IT戦略計画の目標は何かについて
2 ビジョン1…顧客および経営パートナーとしての市民との参画・協働関係の推進について
3 ビジョン2…地域の発展と安心安全なまちづくりを目指すし、地域の各団体、事業者との協働関係の構築について

4 ビジョン3…市を取り巻く環境変化に能動的に対応し地域でまちづくりを進めるための効率的なIT活用について
5 職員の情報化への対応について
●これからの亀山市について
1 市の発展に向け、どのような期待を持っているかについて

都市マスタープラン策定について

問 第一次総合計画が策定され、現在、都市マスタープランの策定作業が行われている。旧亀山市のマスタープランは、途中で合併があったが、十年間の取り組み経過や成果などをどのように総括しているのか。また、策定中のマスタープランへ反映すべき点を伺う。

次に、策定中のマスタープランにおける地域区分は、小学校区やコミュニティ単位を考えているのか。また、地域との協議、日程及び協議内容を伺う。

答 旧マスタープランにおいては、進行管理に関する年次計画あるいは今後の進行方法などについては、一切触れられていなかった。進行管理は、非常に重要であると考え、策定中のマスタープランではどうするのか。

答 旧亀山市の都市マスタープランは、計画期間を二十年としたことから、長期的視点に立った都市の骨格形成に対しては成果があったが、近年の大きな都市の変化に対応し

切れなかった部分もあったと考えている。

また、広域交通網や良好な環境の保全などは、策定中のマスタープランの基礎となるべきもので、自然環境の保全や景観への取り組みなども、反映すべき項目であると考えている。

次に、策定中のマスタープランは、全体構想と地域別構想で構成し、全体構想案が定まった段階で地域の意見を聴き、小学校区を基本とした地域別構想を取りまとめていきたい。また、計画策定後は、都市づくりの状況を評価し、報告をしていきたい。

宮村和典 《緑風会》

(関連)

●退任にあたって市長としての想い

1最後の定例会となるが、現在の心境はどうか
2次の市長に託するものは何か

退任にあたって市長としての想い

問 現在、当市には経営で窮地に追い込まれている医療セ

クターの今後の方向性、田中市長が花しようぶプランで構想した自然の森公園、さらには深谷新道や新庁舎及び消防北東部分署の設置などの課題がある。これらの課題を次の市長に、しっかりと引き継ぎ願いたい。そこで、その引き継ぎ、方向性を伺う。

次に、市長像として可能性を持った人、緊張感を持っている人、時代の空気を読める人、経営能力のある人、個を大切にできる人、こんな人ではないだろうかと思っている。田中市長は、市長及び県議会議員を通算すると三十五年間にわたる政治経験を持つてみえるが、自身の今までの経験から、市長像についての考え方を尋ねる。

宮村和典 《緑風会》

答 行政は常に継続しているが、新たな課題、問題点が生ずることがある。そのため、新しい市長のもとで、政策、施策及び事業についても変更調整を行っていかねばならないと思っている。総合計画、基本計画及び実施計画は、

基本計画及び実施計画は、一歩一歩進めていくべきものだが、それを変更する場合に、議会と協議しなければならぬと思っている。議会と

の対応については、次の市長に任せるしかない。

次に、市長像については、議員の考えと同じだが、個を大切にすることについては、市民一人一人ということ、全体の中の一人であって、個につながる行政であってはならないと思っている。そんな思いで今まで市長像を描いてきた。

前田耕一 《市民クラブ》

●旧亀山市名誉市民への対応について

1新条例制定の場合の取り扱いについて
2博物館へ展示の現状の見直しの考えについて

●安心・安全のまちづくりについて

1AED（自動体外式除細動器）の設置について
①設置場所及び距離について
②救急、救命講習の現状について
2防犯及び監視カメラの設置について

①設置場所、台数について
②公園等施設への設置計画について

●雇用情勢と対策について
1市内事業所の雇用の現況に

ついて
2労働相談窓口の開設について

雇用情勢と対策について

問 我が国は、世界的な金融危機の影響により、急激な景

の結果、製造業を中心に、多くの企業において雇用調整などが行われている。特に自動車や電機産業においては、軒並み大量のリストラや派遣切り、またはその計画が進んでいる。そんな中、国も雇用対策状況については、非常に危機感を持ち、雇用安定対策を講じようとしている。また、県内でも、先日、三重労働局が、県内の経済四団体へ雇用の維持確保について緊急要請を行ったようである。

そこで、亀山市内の事業所においても厳しい状況が想定されるが、市内における雇用の状態を伺う。

答 全国的に雇用情勢は下降局面にあり、今後さらに厳しさが増すことが懸念される。亀山市、鈴鹿市が管内となるハローワーク内の有効求人倍

率は、本年四月から大幅に低下し、十月には0.93倍と、1倍を割り込んでいる。

亀山市内の事業所の雇用状況について、市で情報収集を行ったところ、液晶及び液晶関連、自動車関連企業を初めとした事業所では、これまで大幅な雇用調整を実施した事業所は確認していない。

しかし、市内事業所においても、経済情勢のさらなる悪化に伴う生産調整や非正規労働者の雇用調整が今後実施されることも懸念され、ハローワーク、商工会議所などと情報交換を行いながら、市内の雇用失業情勢の情報収集に務めていきたい。

服部孝規 《いずれの会派にも属さない》

●産業振興条例に基づき奨励金を交付している企業に対して雇用の確保を求めるべきではないか

1現在の経済不況で派遣労働者など非正規労働者の雇い止めによる失業が大きな問題になっているが、市内の企業の実態をつかんでいるのか

2条例第五条で奨励金を受けるとる企業に「市民の雇用」に

「寄与する取り組み」を責務としているが、この規定に基づき雇用の確保のためにどんな取り組みを考えているのか

●シャープが価格カルテルで米司法省に罰金を支払ったが、コンプライアンスを責務とする産業振興条例に基づき奨励金の返還を求めるべきではないのか

1条例第五条で奨励金を受けるとる企業に「法令遵守」を責務としているが、今回の価格カルテルは明らかに法違反である。条例に基づき奨励金の返還を求めるべきではないのか

●国保納世帯での保険証取り上げで、「無保険の子」が出る問題が社会問題になっているが、市としてどう対応するのか

1九月に厚生労働省が保険証の取り上げによる「無保険の子」の全国調査を行って以降、マスコミでも大きく取り上げられるようになったが、市としてまだ保険証の取り上げを続けるのか



産業振興条例に基づき奨励金を交付している企業に対して雇用の確保を求めるべきではないか

問 シャープ亀山工場でも大幅な減産に入り、非正規労働者の雇い止めや、仕事はあっても残業がなくなるなど、労働者の収入が激減している状況がある。深刻なのは、派遣労働者などの非正規労働者は賃金が低く、十分な貯蓄がないため、解雇されて寮を出るという状況がなくなってしまうことである。このため、産業奨励金を交付する根拠条例である産業振興条例第五条には市民の雇用に寄与する取り組みを責務とする規定があり、市として、雇用確保のために企業に働きかける必要があるのではないか。

また、この問題は、地域経済や関連企業に大きな影響を与えることから、人員削減の計画については事前公表させ、関係自治体との事前協議システムを設けるべきではないか。

答 産業振興条例の目的の一つに、就労の確保がある。その意味でも、雇用を確保していくというのは大変重要な課題であると思っている。最近、

社会・経済状況の変化もあり、該当する事業所に直接連絡を行い、情報交換をしている。国は、雇用対策法に基づき、

評価は4ニーズが高いようだが拡充してはどうか

保育施策の拡充について

再就職援助計画、大量雇用変動届及び外国人雇用状況届などが各事業所から通知を受けられる仕組みになっている。指摘のあった事前情報については、この仕組みにより一定の集約ができると考えている。また、市としても国等から情報をいただきながら、個々の事業所に対し、状況を聴き取りしている。地域、個別の状況も加味しながら対応してまいりたい。

福沢美由紀 《いずれの会派にも属さない》

●保育施策の拡充について

1 亀山市における保育施策の現状

2 保育施策に対するニーズの把握

3 乳児保育について

●後期高齢者に対する施策について

1 後期高齢者医療制度の保険料の滞納はどれくらいか

2 滞納による保険証の取り上げはやめよ

3 脳ドックの後期高齢者枠として三十人とされたがその

また、乳児保育について、待機児童の状況を伺う。

答 現在、通常保育として、午前七時三十分から午後六時三十分まで、延べ九百五十五

問 男女共同参画に関する意識調査では、「仕事と家庭の両立支援について、市が特に力を入れるべきことは何だと思えますか」という問いに対し、「一番多かったのは「保育の施設、サービスの充実」であった。現在、亀山市の保育施策について、通常保育、特別保育はどのような状態にあるのか。

次に、子育て応援プランには、保育サービスについて、今後は通常保育の定員の拡大、延長保育、一時保育などの充実を図る必要があると書かれている。さらに拡充を図る必要はないのか、所見を伺う。また、保育に対してのニーズをどのように把握しているのか。



名の児童を預かっている。このほか、全園において0歳児保育も実施している。また、延長保育、一時保育、障害児保育等も行っている。

子育て応援プラン前期計画で掲げた目標に向け、各保育サービス事業を進めているところであるが、勤労形態の多様化などから、延長保育、一時保育の充実を図っていききたい。

次に、ニーズの把握は、アンケートや保育現場での保護者からの要望、子育て支援センター利用者の声などにより把握している。乳児保育における待機児童は、入所希望に対応できない状況であるが、来年の四月には、大半の児童が入所可能になる。

櫻井清蔵 《いずれの会派にも属さない》

●教育施設の現状について

- 1 市内の各施設に格差は
- 2 格差があれば今後の対策は
- 3 格差のハード面
- 4 格差のソフト面

●九月議会の検証

- 1 たてまえのコンプライアンスについて
- 2 教育委員会の予算とは

●教育行政現況報告

- 1 幼稚園、小学校の給食についての報告の中、調理員の配置や待遇、アレルギー対応については課題を残しており、今後、改善してまいりますとあるが、現況の認識を知りたい
- 2 天体観測設備整備事業の概要を知りたい
- 3 ネコギギの保護について

●新斎場について

- 1 市民の利便性を図っているのか

九月議会の検証

問 九月定例議会において、服部議員の質問に対して、副市長が答弁の中で、建前のコンプライアンス（法令遵守）

という発言をされた。市長は「コンプライアンス」という言葉を合併後もたびたび発言されている。副市長は、田中市長とともに十年間にわたり、一緒に市政に携わってきたおり、不穏当な発言であると思う。

服部議員が、学校給食、地方公務員法について、法の精神を犯しているのではないかという質問に対して、副市長は、「いろいろ現実的な選択をする場合、折り合いもつけないければならない、法律規定とのバランスをとる中で、知恵を出し、実態をきつちりと現実的に進めるといふ要請もある。たまたま、この問題が該当したと思います。」との主旨の発言をされ、「建前的にはコンプライアンス」といふ言葉を使用されている。

法令遵守ということ、本年六月の定例会で無戸籍の子供のことで質問したが、法律の準用が建前であれば、六月に子供の戸籍を作成できたと思っっている。この副市長の発言における建前という言葉は一体どういう意味なのか。副市長としての見解を伺う。

お知らせ

市議会では、市の業務を総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の3つの委員会に分け審査をしております。

2月1日より、環境森林部に関することが、産業建設委員会の所管となりました。

答 九月の定例議会において、服部議員の学校給食調理員の採用に関する質問に対する答弁に際し、「建前的にはコンプライアンス云々」と発言したことは結果的に不適切であった。お詫びし、取り消しさせていただきます。

請願の結果（12月定例会で審査）

件名	請願者	紹介議員	結果
市道地藏院小野線国道入口（小野東口）の道路改良を求める請願書	亀山市関町小野175 小野自治会 会長 勝田靖生 外1名	小坂直親、櫻井清蔵、 伊藤彦太郎、中村嘉孝	継続審査